



島根労働局発表
平成27年11月27日

担 当	島根労働局職業安定部職業対策課
	職業対策課長 松本 聡史
	障害者雇用担当官 山本 幹彦 TEL 0852-20-7022

平成27年「障害者の雇用状況」の集計結果を公表します

～ 障害者雇用率は2.13%で全国13位、
法定雇用率達成企業の割合は64.6%で全国3位 ～

島根労働局(局長 ^{ふるたこうしょう}古田宏昌)では、平成27年6月1日現在の県内の民間企業及び公的機関における身体障害者、知的障害者及び精神障害者(以下「障害者」という。)の雇用状況を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務づけられている事業主等に対して、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況の報告を求めており、同法の規定に基づき報告のあった「50人以上規模」の企業523社及び地方公共団体等の状況を取りまとめたものです。

○集計結果の主なポイント

【民間企業】(法定雇用率2.0%)

- ① 実雇用率は2.13%(対前年比0.11P上昇)。全国第13位<<全国平均1.88%>>
(注)実雇用率とは、法で雇用義務の生じる規模(50人以上)の企業で雇用される【表1・グラフ】
障害者数をその常用労働者数で除した率。
- ② 法定雇用率を達成している企業割合は64.6%(338社)(対前年比3P上昇)。
全国3位<<全国平均47.2%>> 【表2】

【公的機関】(法定雇用率2.3%。都道府県等の教育委員会は2.2%)

- ③ 実雇用率は

県の機関で	<u>2.40%</u> (対前年比0.13P減少)
市町村等の機関で	<u>2.39%</u> (前年と同率)
特殊法人等で	<u>2.36%</u> (対前年比0.04P減少)
教育委員会で	<u>2.05%</u> (対前年比0.13P上昇)

④ 法定雇用率を達成している機関数		
県の機関	2機関（対象機関	3機関）
市町村等	29機関（対象機関	32機関）
特殊法人等	1機関（対象機関	2機関）
教育委員会	1機関（対象機関	2機関）

【表4・5】

(注)教育委員会には、法定雇用率2.2%が適用される島根県教育委員会、松江市教育委員会を計上しています。
法定雇用率が市町村等と同じ2.3%が適用される市町村教育委員会は、市町村等に計上しています。

- ⑤ 法定雇用率を達成していない機関
島根県警察本部、島根県教育委員会、国立大学法人島根大学、安来市立病院、雲南市立病院、邑智郡公立病院組合の6機関となっています。 【表6】

(注)10月末現在で、国立大学法人島根大学、邑智郡公立病院組合は、障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成しています。

【島根労働局・ハローワークの今後の取組み】

- 民間企業においては、法定雇用率達成指導を厳正に実施します。
- 公的機関は、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成機関に対し局幹部職員による指導を徹底します。

【参考】法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体等は、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害者を雇用しなければならないこととされています。（法第38条及び第43条）
雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者です。（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳を保持されている方を雇用している場合は、実雇用率に算定することができます。）

- 【民間企業】 一般の民間企業・・・・・・・・・・ 2.0%
(50人以上規模の企業)
特殊法人等・・・・・・・・・・ 2.3%
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人及び独立行政法人)
- 【国、地方公共団体】・・・・・・・・・・ 2.3%
(43.5人以上規模の機関)
- 【都道府県等の教育委員会】・・・・・・・・・・ 2.2%
(45.5人以上規模の機関)

()内は、それぞれの割合によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業または機関の規模です。

- * 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされます。
- * 短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）は、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者については1人とし、重度以外の身体障害者又は重度以外の知的障害者及び精神障害者については、0.5人としてカウントされます。

平成27年「障害者の雇用状況」集計結果

島根労働局

1. 民間企業における雇用状況について

(1) 実雇用率

法定雇用率2.0%が適用される民間企業（常用労働者数50人以上規模企業）における実雇用率は2.13%で、前年比で0.11ポイント上昇した。

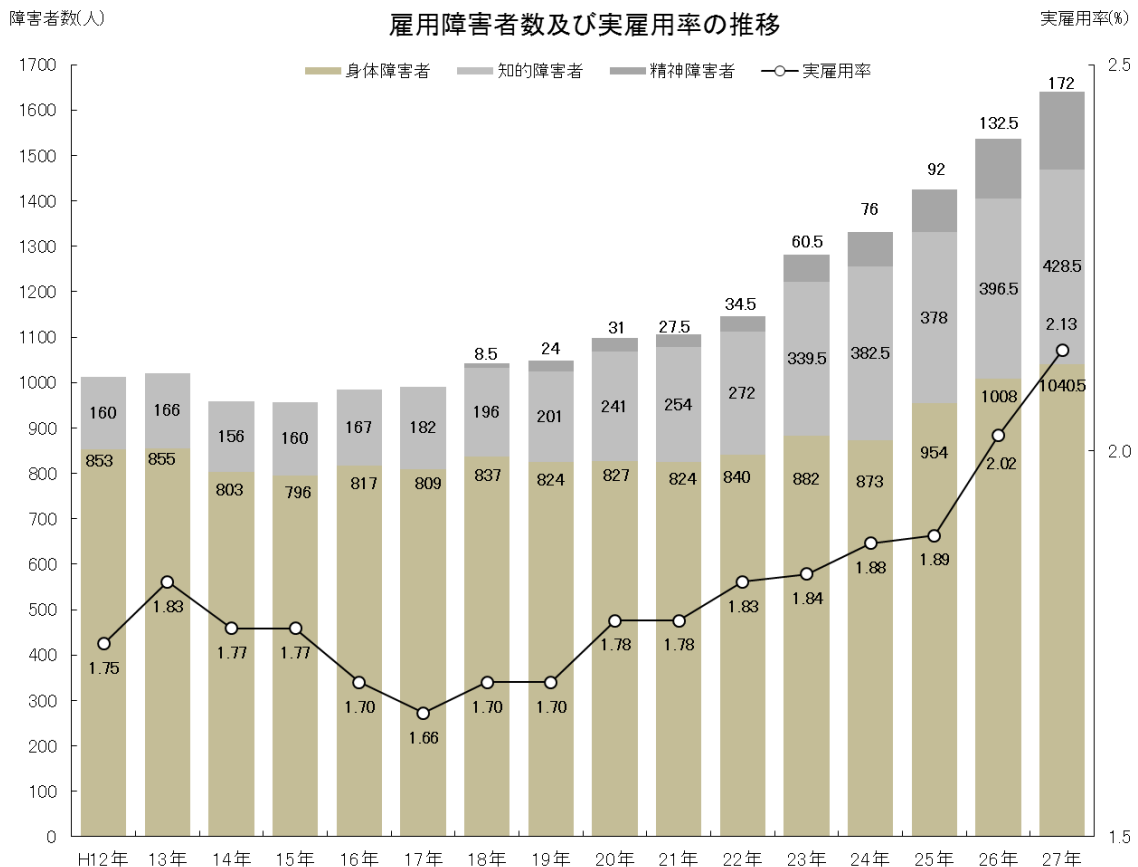
○伸びた理由…企業における障害者雇用に対するコンプライアンス意識がさらに高くなったため。

【表1】

平成27年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤達成割合 (%)
民間企業	77,212.5 (76,076.0)	1,641.0 (1,537.5)	2.13 (2.02)	338 / 523 (322) / (523)	64.6 (61.6)

- (注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、雇用されている常用労働者数から、障害者の就業が困難であると認められる業種において、一定割合の労働者数を除外した人数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上1人を2人に相当するものとして2.0カウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ()内は、平成26年6月1日現在の数値である。
- なお、精神障害者は、平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。



(2) 法定雇用率達成企業割合

法定雇用率を達成している企業割合は64.6%（338社）で、対前年比3ポイントの上昇となった。これを企業規模別で見ると、50～99人規模企業は65.6%（202社）、100～299人規模企業は62.7%（111社）、300～499人規模企業は61.9%（13社）、500～999人規模企業は69.2%（9社）、1,000人以上規模企業が75.0%（3社）であった。

【表2】

平成27年6月1日現在

(人)	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 法定雇用率 達成企業の数 / 企業数 (企業)	⑤ 達成割合 (%)
規模計	77,212.5 (76,076.0)	1,641.0 (1,537.5)	2.13 (2.02)	338 / 523 (322 / 523)	64.6 (61.6)
50～99	21,229.5 (18,579.5)	441.0 (354.5)	2.08 (1.91)	202 / 308 (186 / 298)	65.6 (62.4)
100～299	28,431.5 (30,436.0)	554.5 (572.5)	1.95 (1.88)	111 / 177 (115 / 184)	62.7 (62.5)
300～499	7,891.0 (7,369.5)	211.5 (203.5)	2.68 (2.76)	13 / 21 (11 / 21)	61.9 (52.4)
500～999	8,235.5 (11,257.5)	200.0 (240.5)	2.43 (2.14)	9 / 13 (8 / 16)	69.2 (50.0)
1,000～	11,425.0 (8,433.5)	234.0 (166.5)	2.05 (1.97)	3 / 4 (2 / 4)	75.0 (50.0)

(注) () 内は、平成26年6月1日現在の数値である。

(3) 産業別状況

法定雇用率2.0%を上回った産業は、「医療、福祉（2.54%）」、「サービス業（2.51%）」、「製造業（2.23%）」、「運輸業、郵便業（2.21%）」、「建設業（2.00%）」の順となっている。

【表 3】

平成27年6月1日現在

	① 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④法定雇 用率達成 / 企業数 企業の数	⑤達成割合
産業別	77,212.5 人 (76,076.0 人)	1,641.0 人 (1,537.5 人)	2.13 % (2.02 %)	338 / 523 (322 / 523)	64.6 % (61.6 %)
農業、林業	502.5 人 (445.0 人)	9.5 人 (10.0 人)	1.89 % (2.25 %)	7 / 7 (5 / 6)	100.0 % (83.3 %)
漁業	0.00 人 (0.00 人)	- 人 (- 人)	- % (- %)	- / - (- / -)	- % (- %)
鉱業、採石業、砂利採取業	0.00 人 (0.00 人)	- 人 (- 人)	- % (- %)	- / - (- / -)	- % (- %)
建設業	3,295.5 人 (2,866.5 人)	66.0 人 (49.0 人)	2.00 % (1.71 %)	31 / 39 (22 / 34)	79.5 % (64.7 %)
製造業	19,492.5 人 (18,757.0 人)	434.5 人 (396.0 人)	2.23 % (2.11 %)	90 / 133 (86 / 126)	67.7 % (68.3 %)
電気・ガス・熱供給・水道業	0.00 人 (0.00 人)	- 人 (- 人)	- % (- %)	- / - (- / -)	- % (- %)
情報通信業	1,648.5 人 (1,693.5 人)	18.5 人 (23.0 人)	1.12 % (1.36 %)	2 / 10 (4 / 11)	20.0 % (36.4 %)
運輸業、郵便業	1,945.5 人 (1,946.5 人)	43.0 人 (46.5 人)	2.21 % (2.39 %)	11 / 16 (14 / 16)	68.8 % (87.5 %)
卸売業、小売業	12,227.0 人 (12,260.5 人)	227.0 人 (198.0 人)	1.86 % (1.61 %)	39 / 70 (33 / 72)	55.7 % (45.8 %)
金融業、保険業	4,316.0 人 (4,412.0 人)	74.0 人 (67.0 人)	1.71 % (1.52 %)	4 / 10 (3 / 10)	40.0 % (30.0 %)
不動産業、物品賃貸業	551.0 人 (364.5 人)	4.0 人 (5.0 人)	0.73 % (1.37 %)	0 / 5 (2 / 3)	0.0 % (66.7 %)
学術研究、専門・技術サービス業	1,193.0 人 (1,136.0 人)	15.0 人 (10.0 人)	1.26 % (0.88 %)	6 / 13 (4 / 13)	46.2 % (30.8 %)
宿泊業、飲食サービス業	1,823.5 人 (1,962.0 人)	31.0 人 (36.5 人)	1.70 % (1.86 %)	12 / 20 (12 / 21)	60.0 % (57.1 %)
生活関連サービス業、娯楽業	1,816.0 人 (2,026.5 人)	35.5 人 (40.0 人)	1.95 % (1.97 %)	11 / 17 (13 / 20)	64.7 % (65.0 %)
教育、学習支援業	713.5 人 (661.5 人)	6.0 人 (8.5 人)	0.84 % (1.28 %)	2 / 8 (3 / 7)	25.0 % (42.9 %)
医療、福祉	18,607.5 人 (18,321.5 人)	473.0 人 (466.0 人)	2.54 % (2.54 %)	94 / 133 (90 / 131)	70.7 % (68.7 %)
複合サービス事業	4,293.5 人 (4,374.0 人)	84.0 人 (82.0 人)	1.96 % (1.87 %)	2 / 3 (8 / 13)	66.7 % (61.5 %)
サービス業(他に分類にされないもの)	4,787.0 人 (4,849.0 人)	120.0 人 (100.0 人)	2.51 % (2.06 %)	27 / 39 (23 / 40)	69.2 % (57.5 %)

(注) () 内は、平成26年6月1日現在の数値である。

2. 地方公共団体等における雇用状況

法定雇用率2.3%が適用される県、市町村、特殊法人等の機関における実雇用率をみると県の機関は2.40%、市町村等の機関は2.39%、特殊法人等も2.36%となり、前年との比較では県の機関0.13ポイント、特殊法人等は0.04ポイント減少し、市町村等の機関は前年と変動がなかった。

また、法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会における実雇用率は2.05%で、前年より0.13ポイント改善した。

これは公的機関として民間企業に率先し達成しようとする意欲の現れであると思われる。

① 法定雇用率2.3%が適用される地方公共団体等

【表4】

平成27年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
県の機関	4,694.5	112.5	2.40	2 / 3	66.7
	(4,679.5)	(118.5)	(2.53)	(3) / (3)	(100.0)
市町村の機関	7,945.0	190.0	2.39	29 / 32	90.6
	(7,877.0)	(188.5)	(2.39)	(31) / (33)	(93.9)
特殊法人等	2,034.5	48.0	2.36	1 / 2	50.0
	(1,954.5)	(47.0)	(2.40)	(2) / (2)	(100.0)

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ()内は、平成26年6月1日現在の数値である。

② 法定雇用率2.2%が適用される県等の教育委員会

【表5】

平成27年6月1日現在

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④法定雇用率達成機関の数 / 機関数 (機関)	⑤達成割合 (%)
教育委員会	5,970.0	122.5	2.05	1 / 2	50.0
	(5,971.5)	(114.5)	(1.92)	(1) / (2)	50.0

(注) 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

3 ()内は、平成26年6月1日現在の数値である。

③ 機関別障害者の雇用状況

【表6】

平成27年6月1日現在

雇用率	機 関 名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (人)	②障害者の数 (人)	③実雇用率 (%)	④不足数 (人)
2.3 %	島 根 県	3,858	94	2.44	0
	島 根 県 病 院 局	489	12	2.45	0
	島 根 県 警 察 本 部	347.5	6.5	1.87	0.5
2.3 %	松 江 市	1,087.5	28	2.57	0
	浜 田 市	629	14	2.23	0
	出 雲 市	910.5	21	2.31	0
	益 田 市	362	9	2.49	0
	大 田 市	471.5	15	3.18	0
	安 来 市	434	9	2.07	0
	江 津 市	314	9	2.87	0
	雲 南 市	408	9	2.21	0
	奥 出 雲 町	223.5	5	2.24	0
	飯 南 町	130	4	3.08	0
	川 本 町	77	2	2.60	0
	美 郷 町	133	3	2.26	0
	邑 南 町	220	6	2.73	0
	津 和 野 町	155	4	2.58	0
	吉 賀 町	91	3	3.30	0
	海 士 町	73	1	1.37	0
	西 ノ 島 町	87	2	2.30	0
隠 岐 の 島 町	188.5	4	2.12	0	
2.3 %	浜 田 市 教 育 委 員 会	188	4	2.13	0
	出 雲 市 教 育 委 員 会	122	3	2.46	0
	益 田 市 教 育 委 員 会	61	1	1.64	0
	大 田 市 教 育 委 員 会	118	3	2.54	0
	安 来 市 教 育 委 員 会	66.5	1	1.50	0
2.3 %	松 江 市 上 下 水 道 局	130.5	4	3.07	0
	松 江 市 交 通 局	50	2	4.00	0
	松 江 市 立 病 院	403	10	2.48	0
	出 雲 市 立 総 合 医 療 セ ン タ ー	131.5	3	2.28	0
	安 来 市 立 病 院	103	1	0.97	1
	雲 南 市 立 病 院	179	3	1.68	1
	隠 岐 広 域 連 合 立 隠 岐 病 院	124.5	2	1.61	0
	大 田 市 立 病 院	176.5	4	2.27	0
	邑 智 郡 公 立 病 院 組 合	97	1	1.03	1
2.2 %	島 根 県 教 育 委 員 会	5,774.5	116.5	2.02	10.5
	松 江 市 教 育 委 員 会	195.5	6	3.07	0
2.3 %	国 立 大 学 法 人 島 根 大 学	1,842	41	2.23	1
	公 立 大 学 法 人 島 根 県 立 大 学	192.5	7	3.64	0

(注) 国立大学法人島根大学、邑智郡公立病院組合は、障害者の雇用不足を解消し、法定雇用率を達成済となっている。

(参考) 都道府県別民間企業の実雇用率・達成企業割合の状況

実雇用率				達成割合				
				平成27年6月1日現在				
都道府県名		実雇用率	(対前年増減)	都道府県名		法定雇用率達成企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数
全国		1.88	0.06	全国		47.2	2.5	41,485 / 87,935
1	山口	2.51	0.05	1	佐賀	71.3	4.9	381 / 534
2	大分	2.43	0.15	2	宮崎	68.6	5.2	498 / 726
3	奈良	2.40	0.18	3	島根	64.6	3.0	338 / 523
4	佐賀	2.37	0.10	4	徳島	64.2	6.7	269 / 419
5	福井	2.32	0.06	5	和歌山	61.7	4.7	330 / 535
6	沖縄	2.29	0.14	6	高知	61.1	6.6	288 / 471
7	岡山	2.29	0.13	7	沖縄	60.3	4.5	525 / 871
8	宮崎	2.24	0.09	8	長野	59.5	2.3	889 / 1,493
9	熊本	2.19	0.05	9	滋賀	59.1	4.2	439 / 743
10	和歌山	2.16	0.10	10	鹿児島	59.0	1.2	642 / 1,088
11	高知	2.14	0.10	11	大分	58.7	3.3	437 / 744
12	長崎	2.14	△0.01	12	奈良	58.6	2.4	307 / 524
13	島根	2.13	0.11	13	秋田	57.5	2.4	393 / 683
14	鹿児島	2.09	0.07	14	長崎	57.4	1.7	534 / 930
15	徳島	2.04	0.14	15	熊本	56.3	3.6	637 / 1,131
16	鳥取	1.99	0.11	16	富山	56.2	1.5	540 / 961
17	岩手	1.99	0.06	17	山梨	55.8	4.3	307 / 550
18	滋賀	1.98	0.11	18	三重	55.7	3.5	565 / 1,014
19	長野	1.98	0.02	19	香川	55.7	△0.8	434 / 779
20	京都	1.97	0.02	20	栃木	55.1	4.0	594 / 1,079
21	三重	1.97	0.18	21	岐阜	55.0	4.0	757 / 1,377
22	兵庫	1.97	0.07	22	鳥取	54.8	4.2	233 / 425
23	広島	1.95	0.05	23	山口	54.8	2.3	459 / 837
24	北海道	1.95	0.05	24	新潟	54.4	4.6	927 / 1,705
25	山形	1.93	0.05	25	石川	54.3	2.5	506 / 932
26	富山	1.91	0.06	26	岩手	54.1	1.2	499 / 923
27	青森	1.89	0.06	27	山形	53.4	1.8	461 / 864
28	岐阜	1.89	0.10	28	福井	53.2	△0.3	346 / 650
29	香川	1.88	0.00	29	茨城	53.1	2.9	750 / 1,413
30	福岡	1.88	0.08	30	群馬	52.3	0.7	697 / 1,333
31	石川	1.86	0.04	31	兵庫	51.8	2.7	1,591 / 3,069
32	静岡	1.86	0.06	32	青森	51.5	4.3	454 / 881
33	埼玉	1.86	0.06	33	岡山	51.3	1.3	680 / 1,326
34	新潟	1.85	0.10	34	福島	50.5	2.6	661 / 1,308
35	大阪	1.84	0.03	35	福岡	50.2	4.0	1,662 / 3,310
36	秋田	1.84	0.07	36	北海道	49.9	2.3	1,602 / 3,209
37	福島	1.84	0.08	37	京都	49.7	2.3	835 / 1,680
38	山梨	1.83	0.04	38	静岡	49.4	1.8	1,299 / 2,630
39	茨城	1.83	0.08	39	千葉	49.0	1.5	1,049 / 2,139
40	神奈川	1.82	0.07	40	愛媛	48.6	1.6	443 / 911
41	栃木	1.82	0.06	41	広島	47.3	2.2	986 / 2,086
42	千葉	1.82	0.05	42	宮城	46.6	0.9	648 / 1,392
43	愛媛	1.82	0.08	43	埼玉	45.8	2.1	1,290 / 2,815
44	愛知	1.81	0.07	44	愛知	45.4	3.5	2,515 / 5,544
45	東京	1.81	0.04	45	神奈川	44.0	2.4	1,862 / 4,233
46	群馬	1.80	0.01	46	大阪	44.0	1.4	3,137 / 7,132
47	宮城	1.79	0.05	47	東京	32.1	1.8	5,789 / 18,013

(注) 都道府県別の状況は、企業の主たる事業所(特例子会社等の認定を受けている企業にあたっては、その親会社の主たる事業所)が所在する都道府県において、集計したものである。